

法令別要求事項

現在日:2025年4月1日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

条項	規制分類	規制対象	規制対象	遵守事項	ポイント	参考資料	添付ファイル	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
法11条1項、21条の3	管理・措置等	排出事業者		・産業廃棄物の自己処理(原則) ・自己処理できない場合は処理委託可 ・建廃は元請業者が排出事業者	事業者は、産業廃棄物を自ら処理すること(建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は、原則として元請業者とする(法21条の3第1項))			・建設廃棄物の排出事業者は元請業者か？ ・建設廃棄物は建設工事(建設業)から排出される廃棄物のこと		
法12条1項 令6条1項 則7条の2、7条の2の2、7条の2の3、7条の2の4、7条の4	基準等	排出事業者	処理業者	産業廃棄物処理基準の遵守					■積替保管基準 ①周囲に囲いがあるか ②保管の看板が設置されているか ③地下に浸透しない対策ができているか ④石綿、水銀廃棄物の保管の場合は、他の物と混合されない措置を講じているか ⑤平均搬出量×7を超えていないか	
法12条2項 則8条	基準等	排出事業者		産業廃棄物保管基準の遵守				■廃棄物の保管基準 ①周囲に囲いがあるか ②保管の看板が設置されているか ③地下に浸透しない対策ができているか ④石綿、水銀廃棄物の保管の場合は、他の物と混合されない措置を講じているか		
法12条5項 則8条の2の8、9条	禁止・制限等	排出事業者	処理業者	産業廃棄物の運搬委託先の制限				■収集運搬業者への委託基準 ①産業廃棄物収集運搬業許可証があるか(積込地、荷下ろし地) ②委託する産業廃棄物の種類の許可を有しているか ③有効期限は切れていないか	■収集運搬業者への委託基準 ①産業廃棄物収集運搬業許可証があるか(積込地、荷下ろし地) ②委託する産業廃棄物の種類の許可を有しているか ③有効期限は切れていないか	
法12条5項 則8条の3、10条の3	禁止・制限等	排出事業者	処理業者	産業廃棄物の処分委託先の制限				■処分業者への委託基準 ①産業廃棄物処分業許可証があるか ②委託する産業廃棄物の種類の許可を有しているか ③有効期限は切れていないか		■処分業者への委託基準 ①産業廃棄物処分業許可証があるか ②委託する産業廃棄物の種類の許可を有しているか ③有効期限は切れていないか
				産業廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の遵守						
				産業廃棄物の処理状況の確認、適正処理に必要な措置の実施努力(委託先監査) 産業廃棄物処理責任者の選任・設置						

多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場設置者）															
多量排出事業者								産業廃棄物の処理に関する帳簿の備付け、保存							
				特別管理産業廃棄物処理基準の遵守											
特別管理産業廃棄物保管基準の遵守															
法12条の2第5項 則8条の14、10条の11															
法12条の2第5項 則8条の15、10条の15															
排出事業者															
特別産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者															
前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場設置事業者〔特別管理産業廃棄物多量排出事業者〕															
				特別管理産業廃棄物の処理に関する帳簿の整備、保存											
				産業廃棄物の運搬・処分委託時における産業廃棄物管理票〔紙〕の交付義務				(1) 産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む)の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬を受託した者(その委託が産業廃棄物の処分のみの場合は、その処分を受託した者)に対し、以下の①～③の事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付すること(則8条の19に定める場合には交付不要) ① 産業廃棄物の種類及び数量、 ② 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称 ③ その他【表5】の「◆管理票の記載事項」に掲げる事項 (2) 管理票の交付は【表5】の「◆産業廃棄物管理票の交付」に掲げるところに従って行うこと							
				交付した管理票の写し(A票)を、交付した日から5年間保存											
				(1) 運搬を終了したときは、管理票に以下の①～④の事項を記載し、運搬を終了した日から10日以内に、管理票交付者に管理票の写しを送付 ① 氏名又は名称 ② 運搬担当者の氏名 ③ 運搬を終了した年月日 ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る)の拾集をした場合には、拾集量 (2) 産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、処分を委託された者に管理票を回付											

